

静岡県告示第58号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年1月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

内牧内宮 A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	葵区	内牧	内宮 池ノ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域
				115-1 地先の道路敷 1号
				1824-56 2号
				1824-56 3号
				1824-57 4号
				1824-319 5号
			1824-8 6号	
			内宮	114-3 地先の道路敷 7号
114-5 地先の道路敷 8号				